

【臨時償却に関する開示事例】

抽出条件 : H18年4月からH19年3月決算期の有価証券報告書のうち、P/L注記に臨時償却に関する記載のあるもの

	臨時償却の理由	注記内容
A	耐用年数の短縮	固定資産臨時償却費は、一部の工具器具及び備品とソフトウェアの耐用年数を工具器具及び備品は5年から3年に、ソフトウェアは5年から1年に変更したことに伴い、過年度における償却差額について、臨時償却したものであります。
B	耐用年数の短縮	固定資産臨時償却費は、情報・通信関連部門における製造設備の一部について、当事業年度から耐用年数を短縮し、過年度分の臨時償却を行ったことによるものです。
C	耐用年数の短縮	当事業年度に耐用年数を見直したことによる有形固定資産の臨時償却費であります。
D	業態変更による使用予定年数の変更	翌事業年度において業態変更を予定している営業店舗の固定資産につき、今後の使用期間を考慮し、使用予定期間内の通常の減価償却費相当額を控除した金額を計上しております。
E	陳腐化による経済的価値の見直し	研究開発機器臨時償却は、当期における中期経営計画の策定にあたり、研究開発用固定資産についてその経済的価値の見直しを実施したところ、一部の研究開発固定資産については経済的価値が著しく陳腐化していると判断したため、当該固定資産につき臨時償却を行ったものである。
F	移転に伴う除却の予定	固定資産臨時償却費の内訳は、物流センターの設備投資に伴う除却予定既存設備の耐用年数を短縮したことにより発生した過年度償却額です。
G	移転（収用）に伴う除却の決定	当社が保有する新横浜データセンター施設の敷地の一部が収用されることに伴い、建物及び構築物 XXX,XXX 千円、工具器具備品 XXX 千円の臨時償却費を計上しております。
H	移転に伴う除却の予定	固定資産臨時償却は、正センタ移転決定に伴う自家発電装置の臨時償却であります。
I	移転に伴う除却の予定	固定資産臨時償却費は、六甲新工場への移転に伴い、移転時に廃却する見込みとなった固定資産について、臨時償却したものであります。
J	移転（本社）に伴う除却の決定	上記固定資産臨時償却費は、本社移転に伴い計上しております。
K	移転（本社）に伴う除却の決定	本社及び店舗の移転に伴い、耐用年数を見直したことによる有形固定資産の臨時償却費であります。
L	移転（本社）に伴う除却の決定	臨時償却費は本社移転に伴い、旧社屋の建物備品等の臨時償却を行ったものであります。
M	移転（本社）に伴う除却の決定	臨時償却費は、翌事業年度の本社移転に伴い除却が予定されている建物等について、帳簿価額から除却予定時までの減価償却費相当額を控除した残額を償却したものであります。
N	移転に伴う除却の予定	「その他の特別損失」は、翌事業年度の事業所移転により耐用年数を見直した固定資産の臨時償却費 XXX 百万円及び事業所移転損失引当金繰入額 XX 百万円であります。
O	設備更新に伴う既存設備の除却の決定	印刷設備の改修（カラー設備増強工事）に伴い追加の廃棄を予定した当社所有生産設備の臨時償却費 XXX 百万円および関係会社所有生産設備の除却損については当社が負担することを見込み、除却損相当額 XXX 百万円の合計 XXX 百万円等を、固定資産臨時償却費等として特別損失に計上しております。

審議事項（ 6 ） - 3

	臨時償却の理由	注記内容
P	設備更新に伴う既存設備の除却の決定	平成 20 年から平成 21 年にかけて「光ファイバーネットワーク」を基盤として店舗系、情報系及び基盤系のシステムの刷新を行うのに伴い、関連する自社所有の固定資産の臨時償却額及びリース資産残高相当額に係る臨時償却相当額をシステム入替損失として計上しております。
Q	設備更新に伴う既存設備の除却の決定	臨時償却費は、物流センター建設に伴い平成 18 年 11 月に除却が予定されているテント倉庫について、帳簿価額から除却予定時までの減価償却相当額を控除した残額を臨時償却したものであります。
R	設備更新に伴う既存設備の除却の決定	臨時償却費 XXX,XXX 千円は、オークション端末の通信手段を既存の衛星通信からブロードバンドに移行していくことに伴い、今後の使用可能期間を考慮して計上したものであり、帳簿価額から使用可能期間内の通常の減価償却費相当額を控除した金額を一時に償却しております。
S	操業停止の決定に伴う除却の決定	操業を停止することを決定した製造設備等の帳簿価額から、停止時までの通常の減価償却費相当額及び処分可能見積額を控除した残額を、臨時償却したものが主なものであります。
T	操業停止に伴う除却の決定	将来停止することを決定した設備の耐用年数見直しに伴う臨時償却費である。
U	駐車場解約に伴う除却の決定	駐車場解約費は駐車場解約に伴い発生する固定資産除却損 XX,XXX 千円及び臨時償却費 XX,XXX 千円であります。
V	経営統合による会計方針の変更（内容的には耐用年数及び残存価額の見積りの変更と思われる。）	臨時償却費は、事業用定期借地権が設定されている建物（建物附属設備を除く）の耐用年数及び残存価額を従来の法人税法に基づく方法と同一の基準から、当該借地契約期間を耐用年数とし残存価額を零に変更したことにより発生したものであります。 これは、事業用定期借地権の契約終了時には借地上の建物を除去しなければならないことから、費用の適正な期間配分を行うため、また、経営統合する株式会社 XX と会計方針を統一するための変更であります。
W	市場販売目的のソフトウェアの評価替え	ソフトウェア臨時償却費は市場販売目的のソフトウェアについて、販売計画・販売見直しにより資産評価を行った臨時償却費であります。
X	不明	固定資産臨時償却費は、ソフトウェア XX 百万円および長期前払費用 X 百万円によるものです。
Y	不明（その他の内訳記載）	その他の内訳は次のとおりであります。臨時償却費 XX,XXX 千円 撤去費用 X,XXX 千円
Z	不明(内訳記載)	固定資産臨時償却費の内容は以下のとおりであります。 ソフトウェア XX,XXX 千円
AA	不明(内訳記載)	臨時償却の内訳は次のとおりであります。建物 X,XXX 千円 構築物 XXX,XXX 千円 機械装置 XXX,XXX 千円 車両運搬具 X,XXX 千円 工具器具備品 XX,XXX 千円
AB	不明(内訳記載)	固定資産臨時償却の内容は以下のとおりである。建物及び構築物 XXX,XXX 千円 機械装置及び運搬具 XXX,XXX 千円 その他 XX,XXX 千円 計 XXX,XXX 千円
AC	不明(内訳記載)	伊丹生産センターの固定資産処分損 XXX 百万円(建物 XXX 百万円、構築物 XX 百万円及びその他 XX 百万円)には、当中間会計期間に計上した臨時償却費 XXX 百万円、解体費見積額 XX 百万円が含まれている。

1 . 分析結果

論点整理の各論 2 では、 、 の事例（典型的には一番上の 5 年 3 年への変更事例）を念頭に置いているが、実際の事例は少ない。

具体的な理由が記述されている臨時償却のうち多数を占めているものは、 の移転、更新、操業停止等に伴う除却が決定したことによる費用計上である。このような原因は通常、減損処理をもたらす可能性のある収益性の低下を伴うため、まず、減損損失の認識の判定を行うこととなるが、減損損失の認識の判定後、減損の計上の有無にかかわらず、耐用年数の短縮又は残存価額の修正による臨時償却の検討が行われる（固定資産減損会計適用指針第 86 項）とされている。このため、事例のように、本社などの共用資産の移転や設備の一部除却の場合にはグルーピングとの関係により減損によってもカバーできず、臨時償却が行われているケースもあると考えられる。

2 . 米国会計基準の定め（FAS 第 144 号）（注：及び下線は ASBJ による。）

除却する長期性資産

28 . 本基準書の目的上、除却する長期性資産は、その使用を取り止める時に処分される。企業が長期性資産に以前に見積もった耐用年数の終了前に、それを除却する計画を確約した場合には、減価償却の見積りは FAS 第 154 号第 19 項 - 第 22 項（注：会計上の見積りの変更）に従って、その短縮した耐用年数にわたる使用を反映して改訂されなければならない（第 9 項¹参照）。遊休化した長期性資産を一時的に除却したように会計処理してはならない。

検討の方向性

臨時償却の問題に関しては、上記 、 の事例分析を念頭に、資料（ 2 ）の選択肢の検討を行っていくということでしょうか。

以 上

¹ 長期性資産（資産グループ）の回収可能性をテストする時には、FAS 第 154 号「会計上の変更及び誤謬の修正」により要求される減価償却の見積り及び方法、又は FAS 第 142 号「暖簾及びその他の無形資産」により要求される償却期間を再検討する必要がある。検討から生じる長期性資産の残存耐用年数のいずれの改訂はまた、当該資産（資産グループ）の回収可能性（第 18 項）をテストするために使用するキャッシュ・フローの見積りを行うに当たり、考慮しなければならない。しかし、検討から生じる当該資産の会計処理方法のいかなる変更は、本基準書を適用した後にのみ行わなければならない。